

庄内町行財政改革推進計画

平成 23 年度～平成 27 年度

山形県 庄内町
平成24年3月策定

目 次

第1章 庄内町の行財政改革	1
1 これまでの取り組みと行財政改革の必要性	1
2 行財政改革の歩み	1
3 庄内町行財政改革推進計画の基本的な考え方	1
(1) 目標と基本方針	1
(2) 行財政改革のための取り組み	2
(3) 計画期間	2
第2章 重点プロジェクト	3
1 プロジェクト達成に向けた取り組み	4
第3章 行財政改革に向けた取り組み	5
1 行政の役割の明確化	5
(1) 行政評価システムの充実	5
(2) 民間活力の積極的導入	5
(3) 補助金・負担金の整理合理化	6
2 給与・手当の見直しと適正化	7
(1) 特別職及び一般職の職員給与等の適正化	7
3 財政運営の健全化	8
(1) 収納率向上対策の強化	8
(2) 公平、公正な受益者負担の適正化	8
(3) 歳入確保のための諸施策	9
(4) 経費の節減とコスト意識の徹底	9
(5) 分かりやすい財政運営の推進	9
(6) 公営企業会計の経営健全化	10
4 分かりやすい組織編成と定員管理の適正化	11
(1) 効率的な組織編成への改革	11
(2) 適切な定員管理	11
(3) 定型業務の標準化	11
5 人材の確保と育成	13
(1) 人事管理の適正化	13
(2) 職員能力の開発・向上	13
6 地域情報化の推進と行政サービスの向上	14
(1) 電子自治体の構築	14
(2) 窓口サービスの利便性向上と充実	14
7 行政運営の公平公正性・透明性の確保と向上	15
(1) 積極的な行政情報の公開	15
(2) 入札・契約制度の透明性向上	15
8 町民の参画と協働の推進	16
(1) 町民参加システムの構築	16
(2) NPO・ボランティア等との連携推進	16
9 環境に配慮した行政運営の推進	18
(1) 環境に配慮した行政運営の推進	18
第4章 行財政改革の適切な進行管理	19

第1章 庄内町の行財政改革

1 これまでの取り組みと行財政改革の必要性

本町における行政改革の取り組みは、平成18年度に策定した「庄内町行政改革大綱（平成18年度～平成22年度）」及び「庄内町集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）」（以下「旧プラン」という。）に基づき、事務事業の見直しや町民ニーズに即した組織・機構の見直しなど、全庁的に取り組んできました。その結果として、旧プラン全体における達成率74.2%、財政効果額は数値目標ベースで2億2千万円となっています。

しかしながら、この間にも少子高齢化の進展や経済不況による雇用情勢の悪化に代表されるように、町民を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げており、地方自治体においても、税収の減少等による厳しい財政状況、国及び県からの権限移譲による役割分担見直しの進展などにより、今後ますます厳しい自治体運営が迫られることが予測されます。

このような、限られた財源のもとで町民満足度の高い行政サービスを実現するためには、職員はもとより町民及び行政運営に関わるすべての方々の意識改革と役場の構造改革を図りながら、協働と参画による行政運営の強力な推進など、更なる行政改革を進めるとともに、財政コスト削減に努めなければなりません。

については、「庄内町行財政改革推進計画」を策定し、本町における行財政改革の具体的な取り組みを明示するとともに、改革を集中的に進めるものとします。

2 行財政改革の歩み

平成17年	3月	総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」策定
平成17年	7月	余目町、立川町の合併により庄内町誕生
平成18年	3月	「庄内町行政改革大綱」策定
平成18年	6月	「庄内町総合計画」策定
平成18年	9月	事務事業評価制度導入
平成18年	10月	「庄内町集中改革プラン」、「庄内町職員定員適正化計画」策定
平成22年	6月	「新成長戦略」及び「財政運営戦略」閣議決定
平成23年	3月	庄内町総合計画基本計画（後期計画期間）見直し
平成23年	3月	「第2次庄内町職員定員適正化計画」策定
平成24年	3月	「庄内町行財政改革推進計画」策定

3 庄内町行財政改革推進計画の基本的な考え方

（1）目標と基本方針

目 標

将来にわたって持続的に発展を続けるまちづくり

社会情勢の変化や多様化、複雑化する町民ニーズに的確に対応しながら、将来にわたって持続的に発展を続ける町政の実現のため、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」及び「財政運営戦略」に基づき、行政運営に経営感覚を取り入れ、町民と行政との協働を推進

する新たな行政システムの構築など、行政運営全般に渡る分野の改革、改善を図るとともに歳出の抑制により、財政の健全化を図ります。

また、取り組みの推進に当たっては、以下の5つの基本方針を定め、目標の実現を目指します。

① 行政改革の取り組み主体

行政機関、公営企業、外郭団体等を含めた全庁的な取り組みとします。

② 各種評価制度の活用

行政全般にわたり、P D C Aサイクルを用いた各種評価制度を活用しながらコストの削減と町民満足度の向上を図り、スピード・コスト・成果といった経営的観点から抜本的な見直しを行い、行政サービスのより一層の効率化に努めます。

③ 役割分担の明確化

地方分権の流れに沿って、地方自治体の自主性、自立性が求められる中、これまで以上に行政に対する町民参加の意義が大きくなっていることから、行政・町民・民間企業・N P O法人等が相互に理解・協力しあいながら、役割分担を明確にしたまちづくりに努めます。

④ 積極的な情報公開

行政運営にあたり、公平公正性の確保と透明性の向上は最も重要な事項です。町民への積極的な行政情報の公開に努め、行政に対する理解と協力を求めます。

⑤ コスト意識の徹底

限られた財源のもと、選択と集中による事業実施を徹底します。

(2) 行財政改革のための取り組み

目標達成のため、重点プロジェクトを掲げるとともに、行財政改革に向けた下記の取り組みを進めていきます。

行財政改革に向けた取り組み

1	行政の役割の明確化
2	給与・手当の見直しと適正化
3	財政運営の健全化
4	分かりやすい組織編成と定員管理の適正化
5	人材の確保と育成
6	地域情報化の推進と行政サービスの向上
7	行政運営の公平公正性・透明性の確保と向上
8	町民の参画と協働の推進
9	環境に配慮した行政運営の推進

(3) 計画期間

平成23年度から平成27年度の5年間とします。

第2章 重点プロジェクト

本町に対する普通交付税額は、平成23年度で約4.6億円となっています。しかし、合併による交付税算定替え特例措置が終了する平成33年度には約3.9億円となり、約7億円減少することが見込まれていることから、将来的には厳しい財政状況が予測されます。(下表参照)

しかしながら、将来にわたって持続的に発展を続けるまちづくりの実現のためには、具体的な財政コストの削減につながる行財政改革の取り組みを徹底して行うことが重要となります。したがって、本計画の目標年度である平成27年度末までにおいて、歳出充当一般財源の総額を平成23年度比で3億円縮減を目指すべく、次章の行財政改革に向けた各種の取り組みのうち、特に推進すべき財政コスト削減を主目的とした事項を重点プロジェクトとして掲げ、更なる改革を進めます。

表【普通交付税の推移】

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
普通交付税	4,589	4,300	4,300	4,300	4,300	
対前年度比		△289	0	0	0	
累計増減額		△289	△289	△289	△289	

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
普通交付税	4,256	4,169	4,081	3,994	3,906	3,863
対前年度比	△44	△87	△88	△87	△88	△43
累計増減額	△333	△420	△508	△595	△683	△726

歳出充当一般財源3億円縮減に向けた重点プロジェクト

1 プロジェクト達成に向けた取り組み

計画期間内における歳出充当一般財源総額3億円縮減（平成23年度比）の実現を目指し、下記の3つのプログラムを掲げ、歳出削減及び歳入増加に努めます。

重点プロジェクトに掲げる3つのプログラムの実施にあたっては、別途、具体的な取り組み事項を盛り込んだ実施計画を策定します。

プログラム1	事務事業の見直し及び経費節減の徹底
<p>各事業の目的を再確認し、町民の意向を勘案しながら事業内容の精査・検討を進め、事業の見直しを行います。また、各事業に係る各種経費の節減に一層努めます。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の効果的な活用による事業の見直しや統廃合 ・新規事業の導入時における、事業目的及び事業手法の十分な検討による経費の抑制 ・運営コスト削減に有用な経営手法を取り入れた大規模事業の実施 ・町単独事業補助金総額の削減 ・利用実態を踏まえた公共施設の休廃止 ・「職員定員適正化計画」に基づく職員数の削減 ・徹底した経常経費の削減 	
プログラム2	歳入を重視した事業実施
<p>国・県等の動向を常に注視し、より有利な条件での補助金及び交付金の活用にも努めるとともに、各種歳入増対策の推進など、財源の確保を重視した取り組みを進め、町の一般財源の負担を軽減します。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有利な条件を有する国県補助金等の積極的な活用 ・町税及び各種料金の収納率向上 ・受益者負担の適正化 ・遊休町有財産の処分 	
プログラム3	民間活力の積極的な活用
<p>公の施設に対する指定管理者制度の導入及び事務事業の民間委託を積極的に推進することで、より効率的な行政運営の実現、サービス水準の維持向上のほか、行政コストの削減を図ります。</p> <p>《主な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者制度導入に関するガイドライン」に基づく指定管理者制度導入の推進 ・民間委託による事業の効率化推進 	

第3章 行財政改革に向けた取り組み

前章に掲げる重点プロジェクトとともに、組織の効率化や人材育成などの行政内部の改革・改善のほか、町民の参画と協働の推進、環境に配慮した行政活動など、広範にわたる分野における改革を進めます。

1 行政の役割の明確化

社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、行政の責任領域に留意しつつ、必要性・緊急性・効率性・妥当性などを判断基準に置き、事務事業全般にわたって徹底した見直しを継続します。また、事業の効果などを考慮したうえで事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めます。

また、「民間にできることは民間に」を基本スタンスとし、行政責任の確保を踏まえながら、信頼性、サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分検討し、民間事業者と競合する事務事業や民間企業の高度な専門知識を活用する方が効果的・効率的な業務については、民間委託をはじめとした民間活力の積極的な導入を進めていきます。また、町民の福祉向上のために活用されている公共施設については、維持管理経費の抑制のため、指定管理者制度等の活用を検討し、効率的な管理運営を図りながら町民サービスの向上に努めます。

補助金・負担金等については、補助金総額の抑制及び終期の設定、行政の責任分野、負担のあり方、費用対効果の見地からその適正化を図ります。

(1) 行政評価システムの充実

現行の事務事業評価システムの充実により、事務事業の徹底した見直しを図り、事業の統廃合・スクラップ・アンド・ビルドによる新しい施策への転換や本町に相応しい事業形態のあり方を追求します。

成果重視、経営意識、説明責任の確保のもと、町民満足度の高い行政サービス提供のため、第三者機関による評価を継続するとともに、評価結果の有効活用を図ります。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
行政評価の充実	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
第三者機関・外部評価の実施	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
評価結果の予算編成への活用	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
評価結果の総合計画の進行管理への活用	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
取り組みの効果						
事業効果を行政内外の視点で測定・分析することにより、職員の意識向上、町民ニーズを反映した事業の選択、重点化、資源配分（予算、人、物）を図ります。						

(2) 民間活力の積極的導入

「民間が行ったほうが効果的・効率的に業務執行ができるものは民間に任せる」ことを基本とした業務の調査を行い、適切な民間活力の活用を図ります。また、「指定管理者制度導入に関するガイドライン」を見直すとともに、指定管理者導入の効果検証及び制度運営の改善

に向け、指定管理者の評価を行います。

その他、PFI制度を活用した施設整備・運営等、民間活力を導入するための様々な手法について検討していきます。

また、本町が出資している第三セクターにおいても、事業効果の検証を行い、健全な事業運営を図ります。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
「指定管理者制度導入に関するガイドライン」の見直し及び導入の推進	実施	→	→	→	→	全課 総務課
指定管理者の評価実施	調査検討	実施	→	→	→	全課
その他民間活力導入手法の検討	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
第三セクターに対する不断的な評価実施	継続実施	→	→	→	→	環境課 商工観光課
取り組みの効果						
指定管理者制度に関わらず、効果的な民間活力導入を行うことで、サービスの向上及び効率的な施設運営を図ります。						

(3) 補助金・負担金の整理合理化

現在交付している補助金について、公平公正性の保持の視点から負担割合の見直しや交付基準の見直しを図り、整理統廃合等を検討した上で削減目標を含めた各種補助金等見直し方針を作成します。また、スクラップ・アンド・ビルド及び終期設定の徹底を図るとともに、不断的な費用対効果の検証を行います。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
各種補助金等見直し方針の作成	調査検討	実施	→	→	→	総務課
費用対効果の検証	継続実施	→	→	→	→	全課 総務課
新規補助金への終期設定の徹底	継続実施	→	→	→	→	全課 総務課
取り組みの効果						
目的、妥当性、効果の検証、終期設定の徹底などによる整理統合を行い、適正な受益者負担による公平性の確保と財源の有効活用を図ります。						

2 給与・手当の見直しと適正化

給与制度については、職員の能力・業績を重視した給与体系への転換等、時代に即応した制度となるよう努め、人件費総額の抑制に向けた取り組みを推進します。

(1) 特別職及び一般職の職員給与等の適正化

特別職及び一般職の職員給与等については、国や他の地方自治体の制度との均衡を図りながら、適正化に努めるとともに、能力・実績を給与体系に反映させていくことについても、引き続き検討します。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
給与の適正化の推進	継続実施	→	→	→	→	総務課
取り組みの効果						
適正な給与制度の構築により、町の健全財政の継続を図ります。						

3 財政運営の健全化

財政運営の健全化にあたっては、現状を正確に分析検討するとともに、将来の財政需要等の把握に努め、計画的な財政構造の改革を図る必要があります。

そのため、町税、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源の確保と経常経費の削減に努め、町民ニーズに的確に対応した効率的・効果的な予算執行を行い、健全な財政運営に努めます。

また、公営企業会計についても同様に経費の節減、業務の効率化の徹底など、中・長期的な視野に立ち、計画的な経営改善を図ります。

(1) 収納率向上対策の強化

町税及び各種料金において適正・公平な賦課徴収を図るとともに、的確な収納管理と納税意識の高揚に努めます。また、収納率向上アクションプランの推進を図り、収納率向上対策を講じます。また、多様な収納手法の導入についても検討します。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
収納率向上アクションプランの推進	継続実施 (更新)	→	→	→	→	税務町民課
マルチペイメントを活用した収納手法の検討	調査検討	→	→	→	→	会計室 税務町民課
取り組みの効果						
収納率の向上により、税や使用料などの負担の公正性の確保及び自主財源の確保を図ります。						

【数値目標】

指標名	現状値(H22末)	目標値(H27)	担当課
町税収納率	97.7%	98.0%	税務町民課
国民健康保険税収納率	94.1%	96.0%	税務町民課
下水道料金収納率	99.01%	99.06%	建設課
介護保険税収納率	98.4%	99.5%	保健福祉課

(2) 公平、公正な受益者負担の適正化

既存の使用料・手数料・負担金等について算定基準を再検証することで、事業費用に見合った、より適正な料金設定と定期的な見直しを行います。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
使用料、手数料、負担金等の算定基準の検証と見直し	調査検討	実施	→	→	→	全課
取り組みの効果						
公平・公正性の観点による受益者負担の適正化及び自主財源の確保を図ります。						

(3) 歳入確保のための諸施策

未（低）利用町有財産等の売却等、既存の手法の継続・充実とともに、時代に即した歳入確保のためのあらゆる諸施策を調査・研究し、実行します。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
未（低）利用町有財産の調査	継続実施	→	→	→	→	総務課
未（低）利用町有財産の処分	継続実施	→	→	→	→	総務課
その他自主財源確保の方策検討	継続実施	→	→	→	→	全課 総務課
取り組みの効果						
未（低）利用施設の処分による維持管理経費の削減及び自主財源の確保を図ります。						

【数値目標】

指標名	現状値(H22末)	目標値(H27)	担当課
未（低）利用町有財産数	22箇所	20箇所	総務課

(4) 経費の節減とコスト意識の徹底

消耗品費及び光熱水費をはじめとした経常経費に対し、全職員がコスト意識を持ち、実践することで全庁的な経費の削減を図ります。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
経常経費の縮減	継続実施	→	→	→	→	全課
公共工事コストの縮減	継続実施	→	→	→	→	建設課 企業課
取り組みの効果						
経常経費に対する職員のコスト意識向上により、経費の削減及び環境負荷の少ない行政運営を図ります。						

【数値目標】

指標名	現状値(H22末)	目標値(H27)	担当課
一般会計消耗品費	65,035千円	63,700千円	全課 総務課

(5) 分かりやすい財政運営の推進

財政の健全化に向け、中・長期的な財政シミュレーションの作成や公会計の整備を図り、財政状況の的確な公表に努めます。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
財政シミュレーションの作成及び公表	継続実施	→	→	→	→	総務課
公会計の整備及び公表	実施	→	→	→	→	総務課
取り組みの効果						
中・長期的な視野に立った財政運営を図り、将来的な負担を抑制し、町民サービス水準の維持を図ります。						

(6) 公営企業会計の経営健全化

特定の目的のための経費を特定の収入をもって充てるという公営企業会計の原則に鑑み、歳入の確保に努めるとともに、経費の節減、業務の効率化、受益者負担の見直し等により、計画的な経営改善を図ります。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
中・長期的な視野に立った経営の推進	継続実施	→	→	→	→	企業課
営業戦略並びに未収金対策の強化	調査検討	実施	継続実施	→	→	企業課
取り組みの効果						
中・長期的な視野に立った経営の推進による維持管理・運営経費の効率化により経営基盤の強化を図ります。						

【数値目標】

指標名	現状値(H22末)	目標値(H27)	担当課
ガス料金収納率	97.7%	98.0%	企業課
水道料金収納率	98.1%	98.3%	企業課
水道有収率	87.6%	91.0%	企業課

4 分かりやすい組織編成と定員管理の適正化

町民本位の観点から、効率的で効果的な行政運営を図るため、町民に分かりやすい、簡素で合理的な柔軟性に富んだ組織編成を目指します。

また、定員管理についての現状分析と将来にわたる町民ニーズの動向及び事業の民間委託・IT化推進等を勘案しながら、「職員定員適正化計画」に基づき、定員管理の適正化に努めます。

(1) 効率的な組織編成への改革

多様化・複雑化する業務や行政ニーズに迅速、的確に対応できるよう役場組織を不断的に検証し、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、より効率的・効果的な組織体制を確立します。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
効率的で分かりやすい組織機構の再編	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
取り組みの効果						
町民に分かりやすい簡素で合理的な組織を確立することで、迅速・的確な対応を図ります。						

(2) 適切な定員管理

厳しい財政状況、国・県からの権限移譲等の動向等を踏まえ、より簡素で効率的な体制を目指すとともに、中長期的な視点に立ち、町の経営を戦略的に推進するための資源としての職員を効率的・効果的に配置するため、定員適正化計画により、その適切な管理を図ります。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
定員適正化計画の推進	継続実施	→	→	→	→	総務課
取り組みの効果						
職員定員適正化計画の推進により、偏在化した職員年齢構成の解消と継続的な組織力の維持を図るとともに、効率的で効果的な組織及び職員体制を構築し、町民サービスの向上と町の健全財政の継続を目指します。						

【数値目標】

指標名	現状値(H23.4.1)	目標値(H28.4.1)	担当課
一般職の職員数(教育長を除く。)	254人	248人	総務課

(3) 定型業務の標準化

各課所管の定型業務に対するマニュアルを整備するとともに、グループウェアシステムを活用した情報の共有化を庁内全体で図ることにより、正確かつ質の高いサービスの提供に努めます。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
定型業務マニュアルの整備と情報の共有化	調査検討	→	実施	継続実施	→	情報発信課
取り組みの効果						
業務マニュアルの整備と庁内全体での情報共有化により、職員間における事務対応の標準化を図り、事務の効率化及び町民サービスの向上を目指します。						

5 人材の確保と育成

多様化・複雑化する町民ニーズに即応した政策形成能力や変化する社会情勢に対応できる人材を確保・育成するため、採用に当たっては、学業の成績上位者であることに加え、情熱や志の高い人物を見極めるため作文や面接を重視し、面接官に民間人を加えることにより、多方面による人物評価を行います。また、育成に当たっては、自己啓発・職場研修・職場外研修を柱とした効果的・効率的な職員研修体制の構築を図ることにより、職員の意識改革と能力向上に向けた支援を推進します。

(1) 人事管理の適正化

職員に対する希望聴取のもと、人員配置に反映させる人事異動希望制度を継続して実施するとともに、知識や技術が継承される人事異動サイクルの定期化に努めます。

また、職員の能力や執務姿勢を評価するシステムの調査研究を行うとともに、その評価結果を人事異動や人材育成に反映させていきます。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
人事異動希望制度	継続実施	→	→	→	→	総務課
人事評価システムの確立	調査検討	→	実施	→	→	総務課
取り組みの効果						
異動希望調査等の反映による様々な職場での経験を通し、職員の能力向上を促すとともに、人事評価システムの確立及び適切な運用により、職員の意識向上を図ります。						

(2) 職員能力の開発・向上

職員の能力開発を総合的・効果的に推進する基本方針により、多様な研修の実施や、本町の部署以外への職員派遣を行い、職員の能力、資質の向上を図り、「自ら考え行動する職員」を育成します。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
職員研修計画の策定	継続実施	→	→	→	→	総務課
取り組みの効果						
職員の能力・資質向上を図り、町民ニーズに的確に対応可能な能力を有する職員を育成します。						

【数値目標】

指標名	現状値(H22末)	目標値(H27)	担当課
職場研修参加人数	373人	350人	総務課
他団体主催の研修会参加人数	94人	50人	総務課

6 地域情報化の推進と行政サービスの向上

I Tの飛躍的な発展に伴い、高度情報化が急速に進む中、I Tの利活用による行政事務効率化と行政サービスの高品質化、公平性、透明性を確保するため、個人情報保護と情報の機密に配慮しながら、I Tを活用した各種申請・届出手続きのオンライン化など各種システムの整備を行い、電子自治体の構築に努めます。

また、良好な行政サービスの提供は、行政に対する町民の評価に関して大きな影響を及ぼします。従って、町民と接する機会の多い窓口サービス部門を中心として全職員が、親切・丁寧・迅速の三原則を徹底し、顧客志向の浸透など、様々な手法によって行政サービスの向上に努めます。

(1) 電子自治体の構築

I Tの便益を最大限に活用するとともに、電子申請システムの利用拡大に向けた改善及び公共施設予約システムの整備・構築を進め、行政サービスや町民の利便性向上に努めます。

また、効率的な文書管理を行うため、行政文書の整理・保管・検索を目的としたシステムの構築を進めるとともに、電子決裁システムの機能拡大についても検討していきます。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
電子申請システムの整備	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
公共施設予約システムの構築	調査検討	→	→	実施	→	情報発信課
文書管理システムの構築	調査検討	→	→	実施	継続実施	情報発信課
取り組みの効果						
自宅のパソコンなどからの各種案内や施設の予約申込みを可能とすることで、町民の利便性向上を図ります。また、グループウェアを活用した文書管理システムの構築及び電子決裁システムの機能拡大により、行政事務の効率化を図ります。						

(2) 窓口サービスの利便性向上と充実

直接町民と接する窓口サービスの向上を図るため、窓口における現状と課題を検証し、役場全体としての窓口サービスのあり方について調査検討し、町民の目線に立った質の高いサービス提供に努めます。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
全庁的な窓口サービスのあり方について調査検討	実施	→	→	→	→	全庁
取り組みの効果						
ワンストップサービスの導入など、全庁的な窓口サービスの充実により、町民の利便性向上を図ります。						

7 行政運営の公平公正性・透明性の確保と向上

公平公正で町民に開かれた町政を確立し、町民と行政との信頼関係を構築するため、個人情報保護に十分な配慮をしながら、情報公開制度の充実、町広報紙やホームページの活用、携帯電話を利用した情報受発信システム等による行政情報の積極的な公開を行いながら、公平公正性の確保と透明性の高い行政の運営に努め、町民への説明責任を推進します。

(1) 積極的な行政情報の公開

開かれた行政を推進するため、個人情報保護条例に基づく情報公開はもとより、利用者の目的や関心事に即した分かりやすい利用しやすいホームページ、広報紙、メールマガジンの充実を図ることで、行政情報の積極的な公開に取り組みます。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
ホームページの充実	実施	→	→	→	→	情報発信課
広報紙の充実	実施	→	→	→	→	情報発信課
メールマガジンの充実	実施	→	→	→	→	情報発信課
取り組みの効果						
多様な手法による行政情報の公開により、行政に対する関心度向上を図り、積極的な町民参画によるまちづくりを推進します。						

【数値目標】

指標名	現状値(H22末)	目標値(H27)	担当課
ホームページ閲覧回数	275,350回/年	400,000回/年	情報発信課
メールマガジン登録者数	140人	300人	情報発信課

(2) 入札・契約制度の透明性向上

公共工事等の入札及び契約の適正化を一層推進し、透明性・公正性を追及する中で、適正な競争の確保を図るため、入札・契約・検査体制の充実した整備を図ります。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
多様な入札制度の調査研究	継続実施	→	→	→	→	総務課
業者格付け、指名基準の見直し	継続実施	→	→	→	→	総務課
契約内容の公表	継続実施	→	→	→	→	総務課
取り組みの効果						
入札・契約制度の競争性、透明性を確保するとともに、多様な制度の調査・導入により、限られた財源の有効活用を図ります。						

8 町民の参画と協働の推進

地方分権時代にふさわしい、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めるため、住民自治のより一層の拡大を図り、自治会等の地域自治組織に加え、町民個々あるいは「NPO」や「ボランティア団体」等、市民活動への参加意識の醸成に努めるとともに、町民の意見や要望を行政に反映させる機会を確保し、町民の参画推進を図り、行政との協働体制の構築に努めます。

(1) 町民参加システムの構築

町民と行政の協働によるまちづくりを目指し、「まちづくりの基本となる条例」を制定し、協働に対する意識付けを図ります。また、各分野において、町民の意見を積極的に取り入れ、町民と行政が一体となった事業を展開します。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
まちづくりの基本となる条例の制定	調査検討	実施	-	-	-	情報発信課
まちづくりの基本となる条例の推進と点検	-	実施	継続実施	→	→	情報発信課
パブリックコメントの積極的な活用	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
広聴機能の充実	継続実施	→	→	→	→	情報発信課
町民満足度アンケートの実施	実施	-	-	実施	-	情報発信課
各種委員会の積極的な公募制度活用	継続実施	→	→	→	→	全課 情報発信課
取り組みの効果						
町民の意見を直接聞く機会を確保することで、町民ニーズを的確に把握し、町政へ反映します。						

【数値目標】

指標名	現状値(H22末)	目標値(H27)	担当課
くま座トーク開催回数	12回	20回	情報発信課
まちづくり懇談会参加者数	152人	300人	情報発信課
町民満足度アンケート回答率	37.2% (H20実施時) ※参考 64.1% (H23実施時)	66.0%	情報発信課
全委員のうち公募委員の割合	12.6%	25.0%	情報発信課

(2) NPO・ボランティア等との連携推進

NPO・ボランティア活動団体の活動状況を把握し、協働可能な業務の洗い出し等を図り、事業の委託及び共催を図ります。また、団体に対する相談業務等ソフト事業の充実を図り、各団体が活動しやすい環境整備に努め、町民の市民活動参加への機運醸成を図ります。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
NPO 法人等への業務の一部委託	継続実施	→	→	→	→	全課 情報発信課
NPO 法人等との共催事業の開催	継続実施	→	→	→	→	全課 情報発信課
取り組みの効果						
各種団体との協働での事業実施により、町民の自治意識の向上及び職員の意識改革を図ります。						

9 環境に配慮した行政運営の推進

環境に配慮した地域社会の形成を目指し、町民の意識を高めるための環境教育を推進するなど町民・行政が相互に協力・連携しながら、資源は有限であるという認識に立ったエネルギー使用の節約やごみの減量化とリサイクル、風力及び太陽光などの新エネルギーの活用、天然ガス自動車やハイブリッドカーなどの低公害車の導入・普及などを積極的に推進します。

また、以上の環境に配慮した事務・事業の推進を徹底することで、率先した環境保全等を図ります。

(1) 環境に配慮した行政運営の推進

環境の保全及び創造についての基本理念を定めた環境基本条例に基づき、町・事業者・町民の役割を明確にするとともに、環境基本計画に沿って環境に配慮した行政運営を図ります。

また、グリーン物品の活用を推進し、事務事業実施に伴う環境への影響を自主的かつ継続的に改善していくため、環境配慮行動計画の更なる推進を図ります。

【重点的な取り組み】

項目	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
環境基本計画の一部見直しと推進	継続実施	→	→	→	→	環境課
環境配慮行動計画の推進	継続実施	→	→	→	→	環境課
グリーン物品購入の推進	継続実施	→	→	→	→	環境課
取り組みの効果						
環境に配慮した行政運営を継続的に進めることにより、将来への影響を環境負荷の少ない事務事業の実施や経費の節減を図ります。						

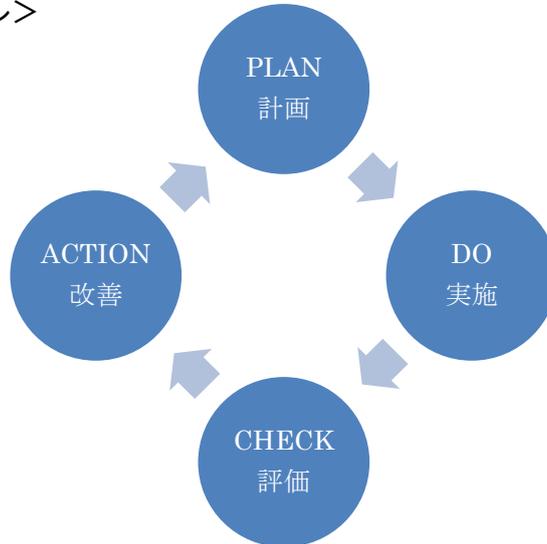
【数値目標】

指標名	現状値(H22末)	目標値(H27)	担当課
役場環境配慮行動計画によるCo2排出量	4,038t-Co2	3,784t-Co2	環境課
グリーン物品購入の割合	92.9%	100%	環境課

第4章 行財政改革の適切な進行管理

行財政改革推進計画は、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクル（図Ⅰ）に基づき推進します。また、行財政改革推進計画の進捗状況は庄内町行政改革推進委員会に報告し、実施結果を検証（図Ⅱ）するとともに、町民に対して広く公表します。

<図Ⅰ PDCAサイクル>



<図Ⅱ 進行管理の流れ>

